

発 議 書

次の会議規則案を提出する。

呉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定に
ついて

令和4年12月5日

提 出 者

議会運営委員長

片 岡 慶 行

呉市議会議長 北 川 一 清 様

呉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
呉市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市議会会議規則の一部を改正する規則

呉市議会会議規則（昭和31年呉市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(欠席等の届出) 第2条 議員は、 <u>事故</u> のため欠席、遅参又は早退をしようとするときは、その理由を付け、 <u>あらかじめ</u> 議長に届け出なければならない。	(欠席等の届出) 第2条 議員は、 <u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u> のため欠席、遅参又は早退をしようとするときは、その理由を付け、 <u>当日の開議時刻までに</u> 議長に届け出なければならない。
2 議員は、 <u>疾病、家族の介護若しくは看護又は出産（配偶者の出産を含む。）</u> のため出席できないときは、 <u>日数を定めて</u> 、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2 議員は、 <u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前</u> の日から当該出産の日後 <u>8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして</u> 、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

本会議の欠席事由を明確にするため、この規則案を提出する。